


# 岩倉市
# 令和9年度
# 市民活動助成金
# 募集要領

## 「市民力」が市の魅力！広げよう市民活動

**■ 市民活動助成金とは**

地域で感じる「問題意識」を取り上げ、「めざすべきまちの姿」を実現していくために、市民活動団体等が取り組む市民のための公益的な事業に対して助成金を交付し、市民活動の活性化や拡充、マルチパートナーシップの促進を図っていく制度です。

採択された事業については、岩倉市がすすめる協働のまちづくりの一環として、応援していきます。広く市民が参加できる、わくわく感に満ちた事業の応募をお待ちしています。

## 岩倉市

## 1　目的

◆ 市民活動は、市民が自主的・自立的に行う、営利を目的としない社会貢献活動であり、まちづくりの大きな力となります。地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充を図ります。かつ、事業者等を含め複数の主体が特性を生かして協働するマルチパートナーシップの取組を促進します。

## 2　応募資格

◆ **市民活動支援センター登録団体であること**

・立ち上がり支援コースは未登録でも応募できます（ただし、構成員３人以上でその半数以上が、市内に在住、在勤または在学していること）。

・なお、市民提案・公益的事業コース及び行政提案・協働事業コースについては、市内に拠点のある法人格を有する事業者も応募できます。

◆ **令和９年３月１４日（日）に開催する「企画提案発表会」に出席できること**

※立ち上がり支援コースは除く

## 3　助成の種類、助成額など

◆ コースは、以下に掲げる４コースです。

公益性を有し、原則として市内で行われる事業が対象です。

⇒ 各コースの説明は、５～９ページに詳しく掲載しています。

### 《①立ち上がり支援コース》

新たに団体を立ち上げた際に、その団体の活動の基盤づくりに必要な経費を支援します。設立して１年以内（申請日時点）の団体が対象です。

助成を受けられる回数は、１団体当たり１回限りです。

※随時申請を受付しています。実績報告書の提出期限は申請(実施)した年度末です。

| 補助期間 | 助成額 | 補助率 |
|---|---|---|
| １年 | 限度額５万円<br>（令和９年度実施分から） | １００％以内 |

### 《②はじめの一歩コース》

設立して３年以内（申請日時点）の助成対象団体が行う、年間を通して計画的に実施され、３年以上の継続した活動を予定する事業に助成します。

助成を受けられる回数は、１団体当たり１回限りです。

| 補助期間 | 助成額 | 補助率 |
|---|---|---|
| １年 | 限度額５万円 | ９０％以内 |

**《③市民提案・公益的事業コース》**

助成対象団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する事業に助成します。

助成を受けられる回数は、１事業当たり３回までです。

| 補助期間 | 助成額 | 補助率 |
|---|---|---|
| １年<br>（通算３回まで） | 限度額１０万円 | ５０％以内 |

**《④行政提案・協働事業コース》**

**※令和９年度は新たなテーマの募集はありません。**

**ただし、令和８年度に実施している団体は、２年目に向けた申請が必要です。**

市が解決を目指す行政課題について、あらかじめ設定したテーマに基づき、助成対象団体が、自らの特性を生かして提案する行政と協働で取り組む事業に助成します。

助成を受けられる回数は、１事業当たり連続２回までです。

| 補助期間 | 助成額 | 補助率 |
|---|---|---|
| １年<br>（連続２回まで） | 限度額３０万円 | １００％以内 |

②はじめの一歩コースと③市民提案・公益的事業コースは、助成対象事業を市内で活動する他の団体で協働して行う場合には、補助率を１０％加算します。

※ただし、協働内容（協働団体の役割）が明確ではない事業や、協働団体の構成員の半数以上が助成対象団体の構成員と重複する場合は加算しません。

◆ 審査会による審査の結果、申請額より減額して助成額を決定することがあります。

◆ 助成金総額が予算を上回る場合、補助率を減じて決定することがあります。

## 4　対象とならない事業

◆ 以下の事業は対象となりません。

- 営利を目的とした事業
- 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- 法令に違反する事業
- その他市長が適当でないと認める事業

## 5　助成の対象となる経費

◆ 事業に必要な経費で、以下の経費を対象とします。

| 費　　目 | 助成対象経費 |
|---|---|
| 報償費 | 講師又は専門家への謝礼等<br>（※助成対象団体及び協働団体の構成員に支払う謝礼等は対象外） |
| 旅費 | 交通費、宿泊費等 |
| 需用費 | 消耗品費、印刷製本費、食糧費等（食糧費は補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）（※金券・記念品等、アルコールは対象外） |
| 役務費 | 通信運搬費、保険料、翻訳料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機械器具の借上料等（※経常的な運営費は対象外） |
| 備品購入費 | １品当たり３万円を超えないもの（※立ち上がり支援コースは対象外） |
| 人件費 | 事業実施における作業等の人件費<br>（※１人１日 500 円以内、かつ、対象経費総額の３分の１を限度とする。ただし、行政提案・協働事業コースはこの限りではない。） |
| その他の経費 | その他市長が必要と認める経費 |

※領収書等により支払ったことを証明できない経費、その他事業実施に直接関係のない経費、市長が社会通念上適切でないと認めた経費は対象外となります。

※国、県、民間団体等から、この助成金を受ける事業と同じ事業の補助金を受けた場合は、対象経費から当該補助金を減じた額が助成対象経費となります。

## 6　企画提案発表会

※必ず参加してください。（立ち上がり支援コースは除く）

◆ 事業の目的・内容などを４分以内で発表していただきます。パワーポイント等を用いて分かりやすい提案をしてください。その他質疑応答を予定しています。

日時：令和８年３月１４日（日）午前１０時から　受付：午前９時４５分から

場所：市民プラザ　多目的ホール

## 7　選考結果の通知

◆ 選考結果は書面にてお知らせします。

◆ 助成対象として決定された事業は、市ホームページ等で公開します。

## 8　実績報告書の提出、助成金額の確定

◆ 事業が完了したときは、完了日から３０日以内、または実施年度の３月３１日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただき、その内容を審査し、助成金の額を確定します。

## 9　助成金の交付

◆ 助成金の交付は、事業が完了した後、実績報告書と請求書の提出に基づき交付します。また、事業開始前に交付する概算払いの方法もあります。

## １０　助成の取消

◆ 次の場合には、助成決定の一部か全部を取り消し、助成金の一部または全額の返還を求める場合があります。

- 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- 事業中止の届出があったとき。
- その他、要綱の規定に違反したとき。

## １１　応募の手続き

◆ 応募受付期間　**令和８年１２月１日（火）～１２月１８日（金）【必着】**

※ただし、市民活動支援センターの年末の交流会で提案があった場合は、令和９年１月１２日（火）までの受付を可とする。

◆ 提出書類　市民活動助成金交付申請書、事業計画書、事業収支予算書

◆ 応募・問合せ先　協働安全課　市民協働グループ（市役所６階）

（TEL）０５８７－３８－５８０３　（E-mail）kyoudouanzen@city.iwakura.lg.jp

（HP）https://www.city.iwakura.aichi.jp/

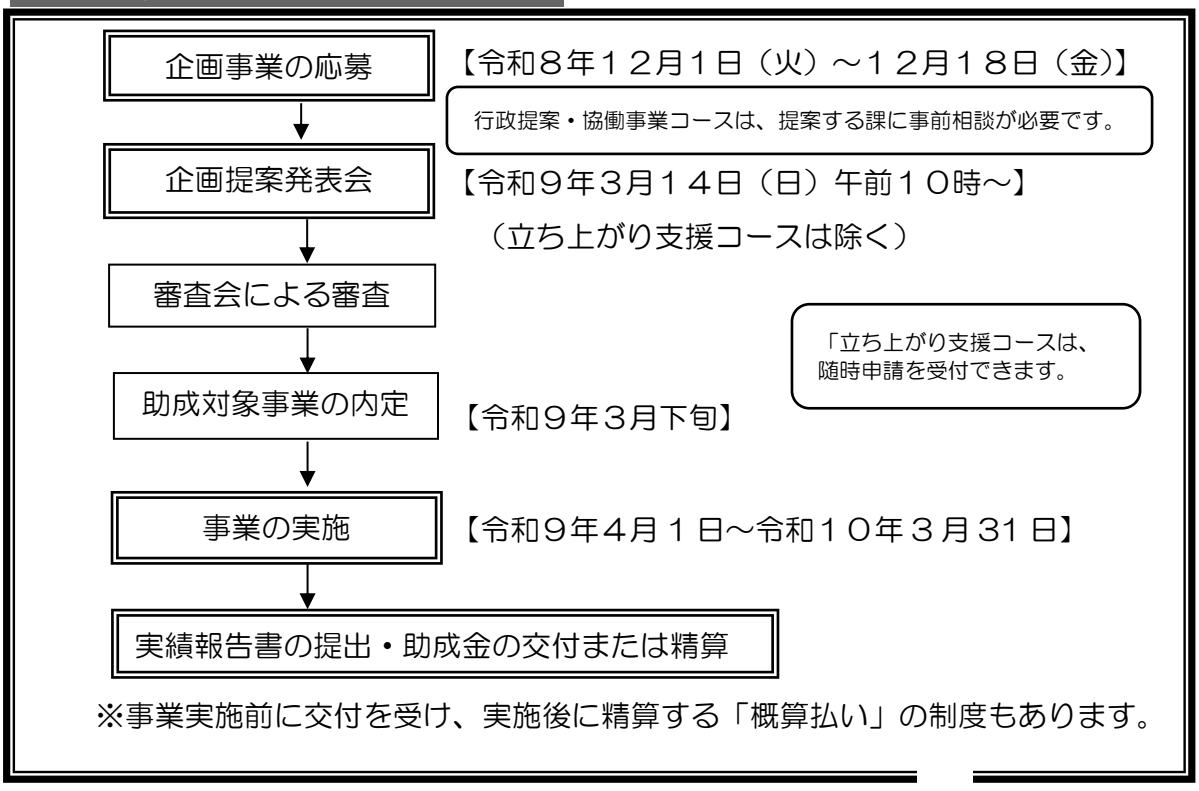
トップページ＞市政情報＞市民活動・協働＞市民活動助成金

※相談は、市民活動支援センター（市民プラザ１階 TEL３７－０２５７）でも伺います。

※申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

※申請書は、公開する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## １２　応募から実績報告までの流れ



# ① 立ち上がり支援コース

公益性を有する団体を立ち上げた際に、その団体の活動の基盤づくりに必要な経費を支援します。

**応募資格**

◇ ３人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が、市内に在住、在勤または在学していること。（採択後は市民活動支援センターに登録する。）

◇ 団体基盤づくりのためのスキルアップ研修や打ち合わせ等も対象とします。

**助成回数など**

◇ 助成回数は、１団体１回限りとします。

◇ 設立から１年以内の団体が対象です。（※申請日時点）

◇ 次年度以降は「はじめの一歩コース」「市民提案・公益的事業コース」へ応募可能です。

**助成金額**

◇ 限度額は、５万円とします。（※令和９年度実施事業から）

◇ 補助率は、１００％以内（ただし、助成対象経費のうち）とします。

**選考方法**

◇ 応募の際に提出いただいた書類の内容を審査します。

◇ 書類審査のみ（必要に応じてヒアリングを実施）とし、市長が助成金の交付を決定します。

**審査項目**

◇ 提出書類の内容から、下表の５項目について審査します。

| | |
|---|---|
| 目的の公益性 | ・問題意識は明確で、社会状況、市民ニーズなどに即しているか。<br>・目指すべき姿（ビジョン）が明確であるか。 |
| 予算の妥当性 | ・予算計画は適切か。<br>・事業費及び使途は適正か。 |
| チャレンジ性 | ・新しいものに取り組む意欲があるか。 |
| 向上性 | ・会員の募集やスキルアップに工夫はあるか。 |
| 発展継続性 | ・地域づくりや人づくりにつながるか。<br>・今後、事業の広がりが期待できるか。 |

**その他**

◇ 随時申し込みを受付しています。

実績報告書は申請(実施)した年度末（３月 31 日）が提出期限です。

# ②はじめの一歩コース

設立して３年以内の団体が、一歩踏み出すためにチャレンジする公益性を有する事業（３年継続予定）に助成します。

**応募資格**

◇ 市民活動支援センター登録団体

**助成回数**

◇ 助成回数は、１団体１回限りとします。

◇ 設立から３年以内の団体が対象です。（※申請日時点）

◇ 次年度以降は「市民提案・公益的事業コース」の１回目へ応募可能です。

**助成金額**

◇ 限度額は、５万円とします。

◇ 補助率は、９０％以内（ただし、助成対象経費のうち）とします。

◇ 市内で活動する他の団体と協働して行う場合には、補助率を１０％加算します。ただし、協働内容（協働団体の役割）が明確ではない事業や、協働団体の構成員の半数以上が助成対象団体の構成員と重複する場合は加算しません。

**選考方法**

◇ 応募の際に提出いただいた書類と企画提案発表会の内容を審査します。

◇ 企画提案発表会では、事業の目的・内容を発表していただきます。

時間は発表４分と質疑応答を予定しています。

◇ 審査は、岩倉市市民活動助成金審査会が行い、審査結果をもとに、市長が助成金の交付を決定します。

**審査項目**

◇ 提出書類の内容から、下表の５項目について審査します。

| | |
|---|---|
| 目的の公益性 | ・問題意識は明確で、社会状況、市民ニーズなどに即しているか。<br>・目指すべき姿（ビジョン）が明確であるか。 |
| 方法の公益性 | ・広く市民が参加できるか。<br>・協働の視点が盛り込まれているか。 |
| 予算の妥当性 | ・予算計画は適切か。<br>・事業費及び使途は適正か。 |
| チャレンジ性 | ・新しいものに取り組む意欲があるか。 |
| 発展継続性 | ・地域づくりや人づくりにつながるか。<br>・今後、事業の広がりが期待できるか。 |

# ③市民提案・公益的事業コース

団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する公益性を有する事業に助成します。

**応募資格**

◇ 市民活動支援センター登録団体

◇ 市内に拠点のある法人格を有する事業者も応募できます。

**助成回数**

◇ 助成回数は同一事業につき、最大３回までとします。

**助成金額**

◇ 限度額は、助成回数に関わらず１０万円とします。

◇ 補助率は、５０％以内（ただし、助成対象経費のうち）とします。

◇ 市内で活動する他の団体と協働して行う場合には、補助率を１０％加算します。ただし、協働内容（協働団体の役割）が明確ではない事業や、協働団体の構成員の半数以上が助成対象団体の構成員と重複する場合は加算しません。

**選考方法**

◇ 応募の際に提出いただいた書類と企画提案発表会の内容を審査します。

◇ 企画提案発表会では、事業の目的・内容を発表していただきます。

時間は発表４分と質疑応答を予定しています。

◇ 審査は、岩倉市市民活動助成金審査会が行い、審査結果をもとに、市長が助成金の交付を決定します。

**審査項目**

◇ 提出書類と企画提案発表会の内容から、下表の５項目について審査します。

| | |
|---|---|
| 目的の公益性 | ・問題意識は明確で、社会状況、市民ニーズなどに即しているか。<br>・目指すべき姿（ビジョン）が明確であるか。 |
| 方法の独創性 | ・事業計画に創意工夫が見られるか。わくわく感があるか。<br>・着眼点に優れているか。 |
| 方法の公益性 | ・広く市民が参加できるか。<br>・協働の視点が盛り込まれているか。 |
| 予算の妥当性 | ・予算計画は適切か。<br>・事業費及び使途は適正か。 |
| 発展継続性 | ・地域づくりや人づくりにつながるか。<br>・今後、事業の広がりが期待できるか。 |

## ④行政提案・協働事業コース（令和９年度は募集なし）

市が解決を目指す行政課題について、あらかじめ設定したテーマに基づき、団体が、自らの特性を生かして提案する行政と協働で取り組む事業に助成します。（テーマは次ページ参照）

**応募資格**

◇ 市民活動支援センター登録団体

◇ 市内に拠点のある法人格を有する事業者も応募できます。

**助成回数**

◇ 助成回数は同一事業につき、連続２回までとします。

**助成金額**

◇ 限度額は、助成回数に関わらず３０万円とします。

◇ 補助率は、１００％以内（ただし、助成対象経費のうち）とします。

**選考方法**

◇ 応募前に提案した課と事前相談を行ってください。（調整は協働安全課が行います。）

◇ 応募の際に提出いただいた書類と企画提案発表会の内容を審査します。

◇ 企画提案発表会では、事業の目的・内容を発表していただきます。

時間は発表４分と質疑応答を予定しています。

◇ 審査は、岩倉市市民活動助成金審査会が行い、審査結果をもとに、市長が助成金の交付を決定します。

**審査項目**

◇ 提出書類と企画提案発表会の内容から、下表の５項目について審査します。

| | |
|---|---|
| 事業の実現性 | ・実現の見込みはあるか。<br>・提案された課題に対する取組姿勢、意欲は高いか。 |
| 方法の独創性 | ・事業計画に創意工夫が見られるか。わくわく感があるか。<br>・着眼点に優れているか。 |
| 方法の公益性 | ・課題解決に向けて効果的な事業か。<br>・行政との協働の利点が生かされているか。 |
| 予算の妥当性 | ・予算計画は適切か。<br>・事業費及び使途は適正か。 |
| 発展継続性 | ・地域づくりや人づくりにつながるか。<br>・今後、事業の広がりが期待できるか。 |

**その他**

◇ 実績によっては、市の委託事業として取り組んでいくことを検討します。

（前ページの続き）

# 行政から提案するテーマ

◇ 行政提案・協働事業コースに応募する場合は、次のテーマに対する事業提案をしてください。なお、応募前に提案した課と事前相談を行ってください

**※令和９年度は新たなテーマの募集はありません。**

**ただし、令和８年度に実施している団体は、２年目に向けた申請が必要です。**

**◆テーマ１**

| | |
|---|---|
| **テーマ** | 外国人児童生徒に対する学習支援の実施 |
| **提案した課** | 協働安全課市民協働グループ（協力：学校教育課） |
| **地域課題の背景と現状** | ・本市の外国籍市民の割合は約 8.6%（R8.10.1 時点）と過去最高となっており、それに伴い就学する児童生徒も増えている。<br>・地域日本語教室においても、外国人児童生徒の就学や進学に関する相談や支援の機会の必要性の声が上がっている。<br>・来日したタイミングによって、基礎学習の進度が異なり、授業時間だけではフォローできずについていけないケースもあり、そのまま教育機会を得られず過ごすことになる。<br>・外国の中学校を卒業してから来日すると、高校に進学することもできず、行き場のない子がいる。この時期に適切な学習支援を行うことは、人格形成においても、市や国の将来においてもとても重要な意味を持つ。<br>・進学希望の外国籍生徒にとって情報収集は困難なことがあり、過去の外国籍生徒の進学実績や学習レベルなど、進学のための幅広い情報が得られる場が必要である。 |
| **行政からの提案** | ・支援を必要としている児童生徒が適切な学習支援を受けられるようにしたい。<br>・外国人児童生徒が就学や進学の相談や情報を得られるようにしたい。<br>学習および就学支援を必要としている外国籍の子どもたちへのサポートを行政と協働で行いませんか。 |

# 市民活動助成金 Q&A

**Q　市民活動支援センターの登録団体にはどうしたらなれますか？**

**A　登録要件は以下のいずれにも該当する団体です。**

(1) ３人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が、市内に在住、在勤、在学していること

(2)営利を目的とせず、公益性を有する活動を行う団体であること。

上記を満たす団体は、市民プラザの１階にある市民活動支援センターに登録申請をしてください。審査のうえで登録することができます。登録すると、市民プラザの使用料が減免されるほか、作業室の機器が使用できるなど活動に対する支援が受けられるようになります。

**Q　すでに実施している事業についても助成の対象になりますか？**

**A　対象になります。**

ただし、助成を受けることによってどのように活動の幅が拡がり、どのような成果が期待できるかという点を明確に表現してください。

また、公益性のない活動（団体内のみでの閉じた活動、単に趣味的な活動等）は、対象となりません。

**Q　行政提案・協働事業コースの提案した課との事前相談は必ず行うのですか？**

**A　提案した課との事前相談は必須になります。**

提案に至った背景や求めている活動を念頭において、団体や事業者等がその行政課題を解決できるような提案を期待しています。相談を行うことにより、お互いを認め、役割を確認し合うほか、事業に対する助言等を受け、より良い提案内容になるようブラッシュアップしてください。事前相談の内容を申請書に記入するようになっています。なお、団体と提案した課との調整については、協働安全課が行います。

**Q　行政提案・協働事業コースは、個人事業主も対象になりますか？**

**A　対象になりません。対象となる事業者は、法人格を有する事業者となります。**

なお、NPO 法人や社会福祉法人等の法人格を持つ団体も対象となります。

**Q　当該事業について、県や国、民間など他からの助成を受けている場合は対象になりますか？**

**A　他の助成金の不足分について対象になります。**

重複して助成することを避けるため、事業収支予算書の「対象外経費」欄に他の助成金を充当した経費についてその内訳や金額を明記してください。それ以外の経費が岩倉市市民活動助成金の対象になります。

**Q　市民提案・公益的事業コースの同一事業3回までは、何をもって同一事業とするのですか。**

**A　講演会等で講演者が変わっただけの場合や、同じイベントで内容（出展者や演目等）が変わっただけの場合は同一事業と見なします。**

同一事業の判定があいまいな場合は審査会で決定します。

**Q　同一団体が複数の事業を申請することは認められますか？**

**A　認められません。**

同一年度内において、一団体につき一事業限りの申請とさせていただきます。翌年度以降に他の事業について申請することは可能です。

**Q　企画提案発表会（プレゼンテーション）には必ず参加しなければなりませんか？**

**A　「立ち上がり支援コース」以外のコースへ応募する場合は、必ず参加してください。**

企画提案発表会におけるプレゼンテーションは、最も重要な審査項目であり、それをもとに助成の決定を受けたり、審査会から助言を得たりするための場です。参加しない場合は、申請を辞退したものとみなすことになるため、あらかじめ日程をご確認のうえ、必ず参加してください。

**Q　予算以上に経費がかかってしまった場合に助成金は増額してもらえますか？**

**A　増額はできません。**

交付決定額を超えて交付することはできませんので、予算算定時にできるだけ正確に算定するようにしてください。事業計画を変更した場合でも同様に、交付決定額を超えて交付することはできません。

**Q　ポイントで支払った消耗品費等は対象になりますか？**

**A　ポイントで支払った分は対象になりません。**

例えば1,500円の商品をポイント500円分、現金1,000円で支払った場合、1,000円が助成対象となります。

**Q　助成金はいつ受け取れますか？**

**A　交付決定通知後（年度当初に発送予定）であればいつでも受け取れます。**

原則としては、事業が完了し実績報告書を提出した後に助成金を交付しますが、「概算払い」によって事前に交付することも可能です。その場合は、実績報告書提出後に精算することになります。

**Q　予算以下で事業を終えた場合に助成金は減額されますか？**

**A　減額されます。**

助成金の交付額は、以下の計算式によって算出されます。

（助成対象経費　－　事業による収入）×　補助率　＝　助成金交付額

そのため、予定していた行事の回数が減ったり備品等の購入費が安く済んだりした場合など、「助成対象経費」が減った場合は、それに伴って助成金も減額されます。

**Q　現時点でスケジュールが決定していませんが、記載しなければなりませんか？**

**A　記載してください。**

年間計画は審査会における審査や評価の対象となります。予算書等も年間計画に基づいて作成していただく必要があるので、必ず記載してください。スケジュールを事前にしっかりと計画しておくことが、事業の円滑な進行につながります。

**Q　イベント等の日程に変更があった場合に変更届を提出しなければなりませんか？**

**A　提出の必要はありません。**

ただし、行事等に職員が視察に行くことがありますので、日程変更時には必ず協働安全課までご連絡ください。

**Q　実績報告書作成時（精算時）にすべての領収書が必要ですか？レシートで代用できますか？**

A　対象経費については、すべて（人件費や交通費も含む）領収書が必要です。

領収書に、宛名と但し書きが記入されていることを確認してください。正しい領収書が無いものについては、経費として計上できません。また、原則として、レシートでの代用は認めていませんので、領収書を受け取るようにしてください。

なお、領収書等は、原則として原本で確認を行います。

**Q　実績報告書の添付資料には何が必要ですか？**

A　事業実施の際に撮影した写真、パンフレットやチラシ、配布資料、アンケートなど事業内容が確認できるものを添付してください。

**Q　申請書等の関係書類の作成において注意すべき点はありますか？**
**また、どこに相談すればよいですか？**

A　この要領にある審査基準を意識して作成してください。

また、市民活動支援センター（℡37-0257）で随時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

**Q　制度改正（令和３年度）以前に交付を受けていた事業は、応募できますか？**

A　応募できません。

**Q　備品３万円以内とありますが、税込みで３万円を超えたら申請不可ですか？**

A　本体価格が３万円以内であれば申請できます。本体価格が３万円を超える高価な備品は対象外です。

M E M O